

渥美青年経済研究会会則

第 1 章 総則

第 1 条 (名称)

本会は、渥美青年経済研究会と称する。

第 2 条 (目的)

- (1) 本会は、友愛を基として祖先の偉業を継承しつつ、青壮年の立場において、経済、社会、文化等の諸問題を調査研究し、郷土の発展に寄与することを目的とする。
- (2) 本会は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行なわない。又、政治政党等の心理の探求はするも、理想及び行動については常に中立的立場を厳守する。

第 3 条 (事業)

本会は、その目的達成のために次の事業を行なう。

- (1) 産業、経済、社会、文化等に関する調査研究。
- (2) 会員相互の啓発及び親睦。
- (3) 社会奉仕観念の函養実践。
- (4) 諸団体との連絡提携。
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第 4 条 (事務所)

本会の事務所は、理事長の指定した場所に置く。

第 2 章 会員、会費

第 5 条 (会員の種類)

本会の会員は、次の 2 種類とする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員

第 6 条 (会員の資格)

- (1) 正会員

正会員は、渥美半島に在住又は在勤する年齢 20 歳以上 40 歳未満の品格ある青年でなければならない。但し、年度中に上記制限年齢に達するときはその年度内は制限年齢を越えて正会員の資格を有する。正会員は、総会に於て各一個の表決権を有し、本会の役員に選任される資格を有する。

- (2) 特別会員

特別会員は、制限年齢に達した正会員のみが、その資格を持つ。但し、同学年のものは 40 歳に満たなくともその資格を持つ。

第 7 条 (会費、入会金)

会員は、入会に際し入会金を、毎年度所定の納期に年会費、卒業時に終身会費を、次の通り納入しなければならない。

入会金	正会員	金10,000円
会費	正会員	金60,000円(年会費)
	特別会員	金10,000円(終身会費)

第8条 (会費の納入)

会費は、金融機関集金とする。又、既納の会費はいかなる理由によるも返還しない。

第9条 (入会)

本会に入会を希望するものは、正会員2名の責任ある推薦により、別に定める渥美青年経済研究会会員資格規定に基づき、所定の入会手続きを経て申し込むことを要する。

第10条 (休会)

都合により長期間にわたる欠席を余儀なくされるときは、休会届を提出し、理事会の承認を得て休会することができる。但し、休会中の会費は納入しなければならない。

第11条 (退会)

退会を希望するものは、退会届を理事長に提出しなければならない。又、会員にしてその対面を傷つけ義務を怠り、又は本会の趣旨に反した行為ある場合は、理事会の議を経て退会を勧告することができる。

第3章 役員

第12条 (役員の種類)

本会に、次の役員を置く。

理事長	1名	
副理事長	若干名	
理事	10名以内	(正副理事長以外の理事)
監事	2名	

第13条 (役員資格及び任命)

役員は、本会の正会員たることを要し、総会に於て互選される。

但し、監事の資格については、この限りではない。

第14条 (役員任期)

役員任期は、毎年1月1日より同年12月31日までとし、再選を妨げない。期の半ばに再選された役員任期は、その期の末までとする。役員は、任期終了後、後任者が就任するまで、引き続きその職務を行なうものとする。

第15条 (役員任務)

理事長は、本会を代表し、庶務を総りし、理事会を召集してその議長となる。副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代行する。理事は、理事長を補佐し庶務を処理する。

監事は、本会の業務及び財産状況を監査する。

監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

第 4 章 会合

第 16 条 (総会の種類及び召集)

総会は、定期総会及び臨時総会の 2 種類とする。

定期総会は、毎年 1 回 1 月理事長これを召集する。

臨時総会は、理事長が必要と認めたとき、又は正会員の 3 分の 1 以上が会議の目的を示して請求したとき、理事長これを召集する。総会の議長は、総会に出席した正会員の中から選任する。

第 17 条 (総会の成立)

(1) 総会は、正会員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。

その議事は、出席会員の過半数によってこれを決める。

可否同数のときは、議長がこれを決する。

(2) 総会に出席できない正会員は、理事長に議決権の行使を委任することができる。この場合には定足数の算定においてその正会員は、出席したもののみならず。

第 18 条 (総会の決議事項)

(1) 会則及び規定の変更。

(2) 事業計画及び収支予算の決定。

(3) 事業報告及び収支決算の承認。

(4) 役員を選任及び解任。

(5) 本会の解散。

(6) その他、特に重要な事項。

第 19 条 (理事会)

理事会は、理事長これを召集し、その議長となる。

理事会は、庶務を審議処理する。

理事会の運営に関しては、別に細則を持って定める。

理事会の定足数は、理事の 3 分の 2 とする。

第 20 条 (例会)

本会は、原則として月 1 回以上の例会を開く。

第 5 章 委員会

第 21 条 (委員会の承認)

本会は、その目的達成に必要な重要事項を研究審議実施するために委員会を置く。

又、必要ある時は理事会の承認を経て特別委員会を設置することができる。

第 22 条 (委員の任命)

委員会には、委員長 1 名副委員長 1 名委員若干名を置く。

委員長は、理事のうちから理事長が指名し、副委員長は正会員のうちから委員長が指名し、理事会の承認を経て任命する。

副委員長は、委員長との連絡を密にして委員会の円滑な運営のため、一体となって努力する。委員長事故ある時は、その職務を代行する。

第 6 章 会 計

第 2 3 条 (会 計 年 度)

本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 1 2 月 3 1 日に終わる。

第 2 4 条 (収 入)

本会の経費は、入会金、会費、寄付金、補助金及びその他の収入を持ってこれに充てる。

第 2 5 条 (会 計 担 当 理 事)

(1) 本会の会計を処理するため、会計担当理事 1 名を置く。

(2) 会計担当理事は、理事のうちから理事長が指名し、理事会の承認を得て任命する。

第 7 章 事 務 局

第 2 6 条 (事 務 局 及 び 事 務 局 長)

(1) 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

(2) 事務局には、事務局長を 1 名置く。

事務局長は、事務局を統括する。事務局長は、理事のうちから理事長が指名し、理事会の承認を得て任命する。

第 8 章 庶 務

第 2 8 条 (慶 弔)

会員の慶弔に関しては、次の基準により慶弔慰金、若しくは記念品を送る。

(1) 正会員の結婚 金 5,000 円

(2) 正会員の死亡 金 10,000 円

(3) 正会員の長期にわたる傷病 金 5,000 円

(4) 正会員の配偶者の死亡 金 5,000 円

(5) 正会員の両親、子女の死亡 金 5,000 円

(6) 特別会員の死亡 金 5,000 円

(7) 以上のほか、必要と認めるとき、理事会の協議により之を決定する。

第 9 章 そ の 他

第 2 9 条 (顧 問、相 談 役)

本会に、顧問、相談役若干名を置くことができる。

附 則

本会則は 1 9 8 6 年 7 月 1 8 日より施行する。

2 0 0 5 年 8 月 3 0 日 改 訂

2 0 1 1 年 1 月 1 9 日 改 訂

2 0 1 4 年 9 月 1 7 日 改 訂

2 0 1 9 年 7 月 2 2 日 改 訂

渥美青年経済研究会会員資格規定

- 第 1 条 本会の会員資格及び入会希望者の取扱についての細則は本規程の定めるところによる。
- 第 2 条 入会を希望するものは、正会員 2 名の推薦を受け、所定の入会申し込み書を理事長に提出しなければならない。
- 第 3 条 前条の推薦者の資格は次の通りとする。
(1) 推薦者 2 名の内 1 名が、入会后満 2 年以上経過している者。
(2) 被推薦者に対して、1 ケ年間の義務履行の連帯保証をできる者。
- 第 4 条 理事長は、入会資格審査を担当委員会へ委託する。
- 第 5 条 担当委員会は、推薦者に面接するとともに入会資格の適否を審査し、その結果を理事会に答申する。
- 第 6 条 理事会は、答申に基づき審査し、入会の適否を決定する。
- 第 7 条 入会を承認された者は、原則として入会金及び会費の納入をもって正会員となる。
- 第 8 条 会則第 11 条に定める行為があったときは、担当委員会が実情を調査して理事会に報告する。
- 第 9 条 年会費を所定の納期までに納入しない会員に対しては、会計担当理事は勧告を行ない理事会に報告しなければならない。
- 第 10 条 特別会員は、本会のあらゆる会合に参加できる。但し、一切の表決権及び選挙権を有しない。

附則

本規程は 1986 年 7 月 18 日より施行する。

2006 年 1 月 24 日 改訂

2007 年 1 月 23 日 改訂

渥美青年経済研究会理事会運営規定

- 第1条 本会の理事会の運営についての細則は、本規程の定めるところによる。
- 第2条 理事会は、会則第19条に基づき本会の運営にあたり議決を行なう機関である。
- 第3条 理事は理事会に出席する義務を有する。
欠席、遅刻、早退する場合は、あらかじめ理事長に届け出なければならない。
- 第4条 例会に関する議題について担当の理事は理事会に事業計画案と予算案を提出し、その審議を受けなければならない。
- 第5条 理事会の承認を得て担当の理事は、例会等通知を書面（電子メールを含む）にて正会員に発送するものとする。
- 第6条 担当の理事は例会報告を作成し、理事会の承認を得なければならない。
- 第7条 理事は担当委員会に於て、理事会議事録等に基づいて理事会の決定事項を報告しなければならない。

附則

本規程は1986年7月18日より施行する。

2004年9月14日 改訂